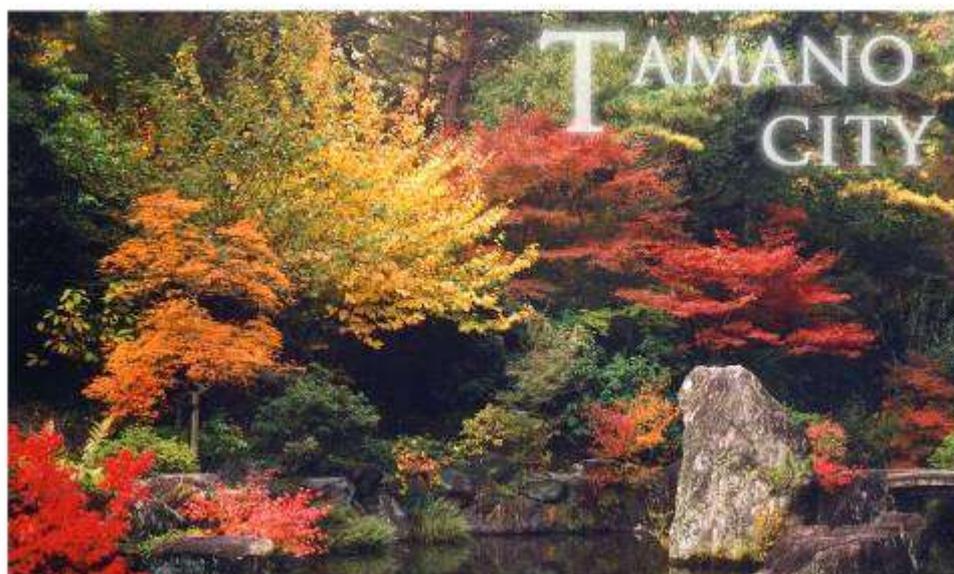


新玉野市環境基本計画

～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの～



平成24年3月
玉野市

はじめに

私たちの玉野市は、瀬戸内の温暖な気候、宍川海岸に代表される美しい海岸線、そして背後には、瀬戸内海国立公園にも指定された豊かな山林にも恵まれ、多くの人々に親しまれてきました。

また、古くから造船関連産業が集積しており、宇高航路の本州側の玄関口である宇野港を中心に交通の要衝として発展し、地域の発展と環境保全の両立は、本市のまちづくりにおける重要なテーマとなっています。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後のエネルギーに対する意識の変化も踏まえ、新エネルギーの活用をはじめ省資源・省エネルギーやリサイクルの推進など、地球環境に負荷の少ない社会の構築が必要となっています。

本市では、平成14年に「玉野市環境基本計画」を策定し、環境施策の基本的な指針について定め、さまざまな環境対策を実施してまいりました。

計画策定後、10年が経過し、玉野市総合計画「みんなで築く玉野プラン」の政策の1つである「美しい環境を守るまちづくり」を推進し、社会情勢の変化等に対応するため、このたび新玉野市環境基本計画の策定を行いました。

今回の策定にあたり、本市の目指す環境像として、「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」を掲げ、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、アンケートにご協力いただきました市民及び事業者の皆様、及び熱心にご審議いただきました玉野市環境審議会の委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

玉野市長 黒田 晋



目 次

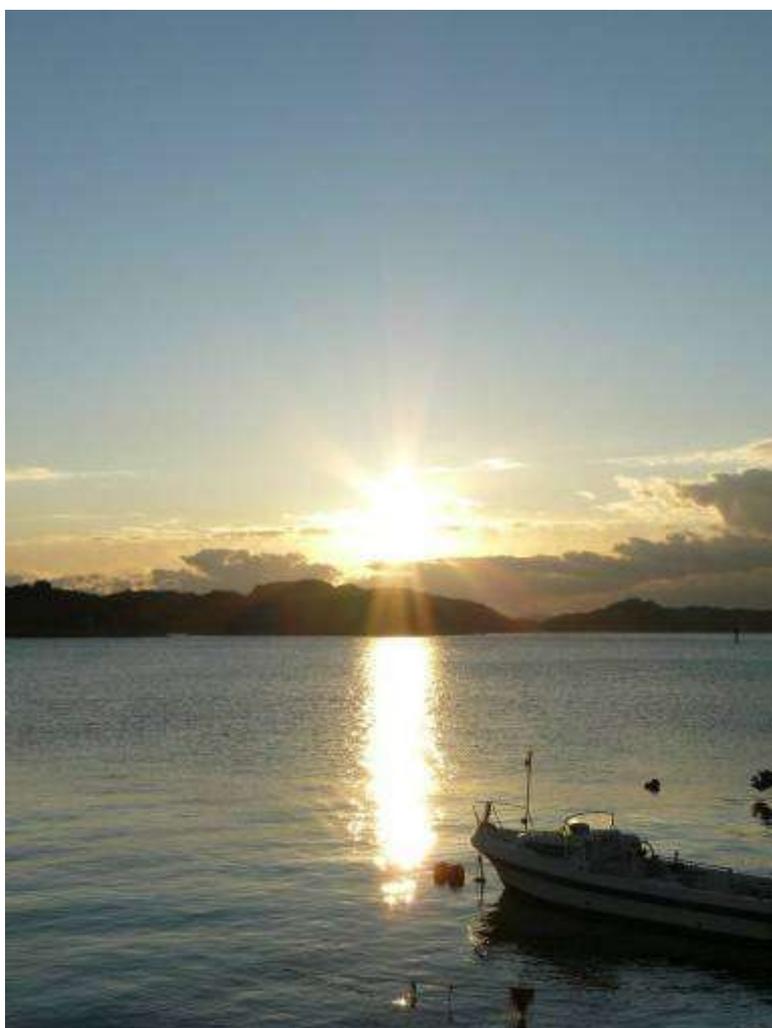
第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的	2
2. 計画の役割	3
3. 計画の位置付け	3
4. 「環境」の範囲	4
5. 対象地域	4
6. 計画の期間	4
第2章 玉野市の目指す環境像	5
1. 目指す環境像	6
2. 基本目標	8
(1)安全で快適な生活環境の保全	8
(2)地球にやさしい低炭素社会の構築	8
(3)資源がまわる循環型社会の構築	9
(4)自然と人が共生する自然共生社会の構築	9
(5)次世代につながる市民の力の育成	10
第3章 施策の展開	11
1. 市民・事業者・行政の基本的な役割	12
(1)市民の役割	12
(2)事業者の役割	12
(3)行政の役割	12
2. 施策の体系	13
3. 施策内容	14
(1)安全で快適な生活環境の保全	14
(2)地球にやさしい低炭素社会の構築	22
(3)資源がまわる循環型社会の構築	28
(4)自然と人が共生する自然共生社会の構築	32
(5)次世代につながる市民の力の育成	36
第4章 重点プロジェクト	43
1. 循環システムの整備促進プロジェクト	46
2. 再生可能エネルギー率先導入プロジェクト	48
3. 児島湖水質改善プロジェクト	50
4. 環境学習プログラム作成プロジェクト	52

第5章 計画推進のために	55
1. 計画推進のための基本方針	56
2. 計画推進体制	57
(1)玉野市環境審議会	57
(2)玉野市環境保全推進委員会.....	57
(3)各部局での実践	57
(4)事務局	57
3. 目標の達成管理, 進捗管理の方法	58

資料編

1. 玉野市環境基本条例.....	59
2. 玉野市環境審議会.....	63
3. 玉野市の環境の現状.....	66
4. 市民等環境意識調査結果（概要）	79
5. 環境用語解説.....	91

第1章 計画の基本的事項



日の出海岸から見た朝日

1. 計画の目的

本市は、古くから造船・製錬と港のまちとして栄え、産業の集積による公害^{※21}問題や、都市化の進展に伴う児島湖の水質悪化等の生活環境問題に対しては、企業との環境保全協定^{※14}の締結や、「石けん使用運動」など市民との協働を通じて取り組んできました。

しかしながら、人の社会経済活動が世界的規模でますます拡大し、質的にも変化する中で、環境問題への対応も、従来の「公害防止」の観点だけではなく、地球環境問題を見据えながら、市民のライフスタイルや事業活動のあり方そのもののレベルでの対応が必要となっています。

環境問題は、個別的に「点」で対応するのではなく、広くまちづくりの視点から環境に関わる施策を統合し、総合的な観点から施策を推進することが必要です。

そこで、本市では平成14年3月、環境保全及び創造についての基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「玉野市環境基本条例」を制定しました。条例の基本理念では、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、それを将来の世代に継承すること、人と自然が健全に共生していくこと、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に取り組むこと、地球環境保全を積極的に推進することを掲げています。

本計画は、こうした条例に掲げる基本理念のもと、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定するものです。

玉野市環境基本条例 基本理念

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。

4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において積極的に推進されなければならない。

2. 計画の役割

本計画は、次のような役割を担います。

- ①本市の目指す環境像を示します。
- ②市民・事業者・行政の基本的な役割と取り組み方針を示します。
- ③各分野の取り組み方針と推進のための体制を明らかにします。

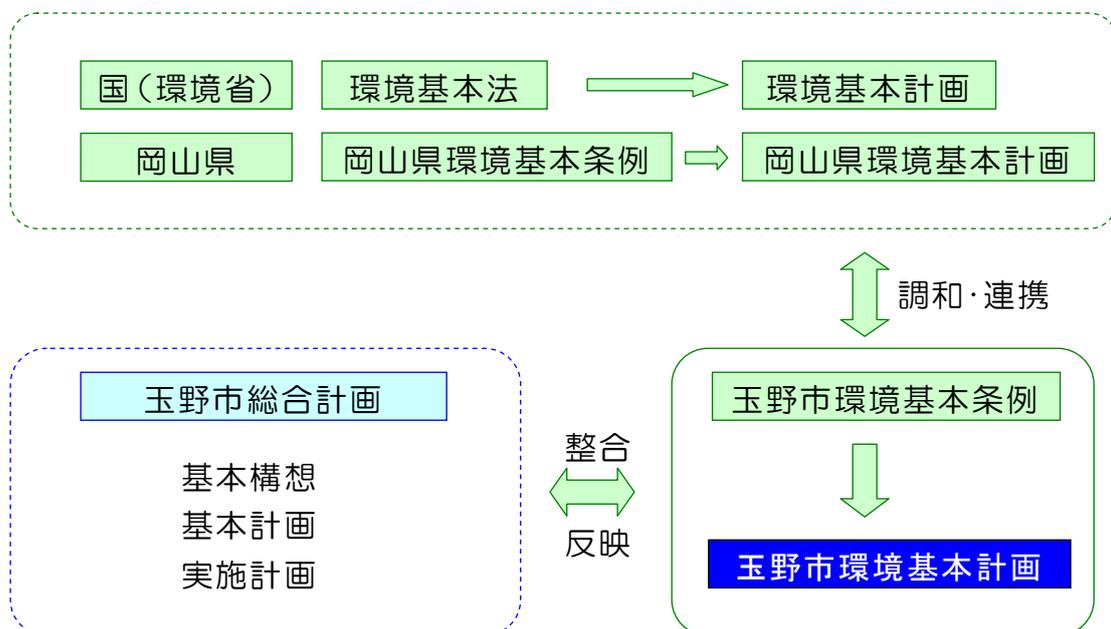
3. 計画の位置付け

本計画は、本市の環境全般に関わる取り組みの基本となる方針を明らかにするものであるため、本市の総合計画である「玉野市総合計画」を、環境の側面から実現するものとして位置付けられます。

また、「玉野市環境基本条例」の掲げる基本理念を踏まえ、これを具体化するための計画として策定しています。

さらに、国の環境基本法、環境基本計画、県の環境基本計画をはじめ、国や他の地方公共団体、国際機関が推進する環境施策とも調和・連携を図っていくものとしています。

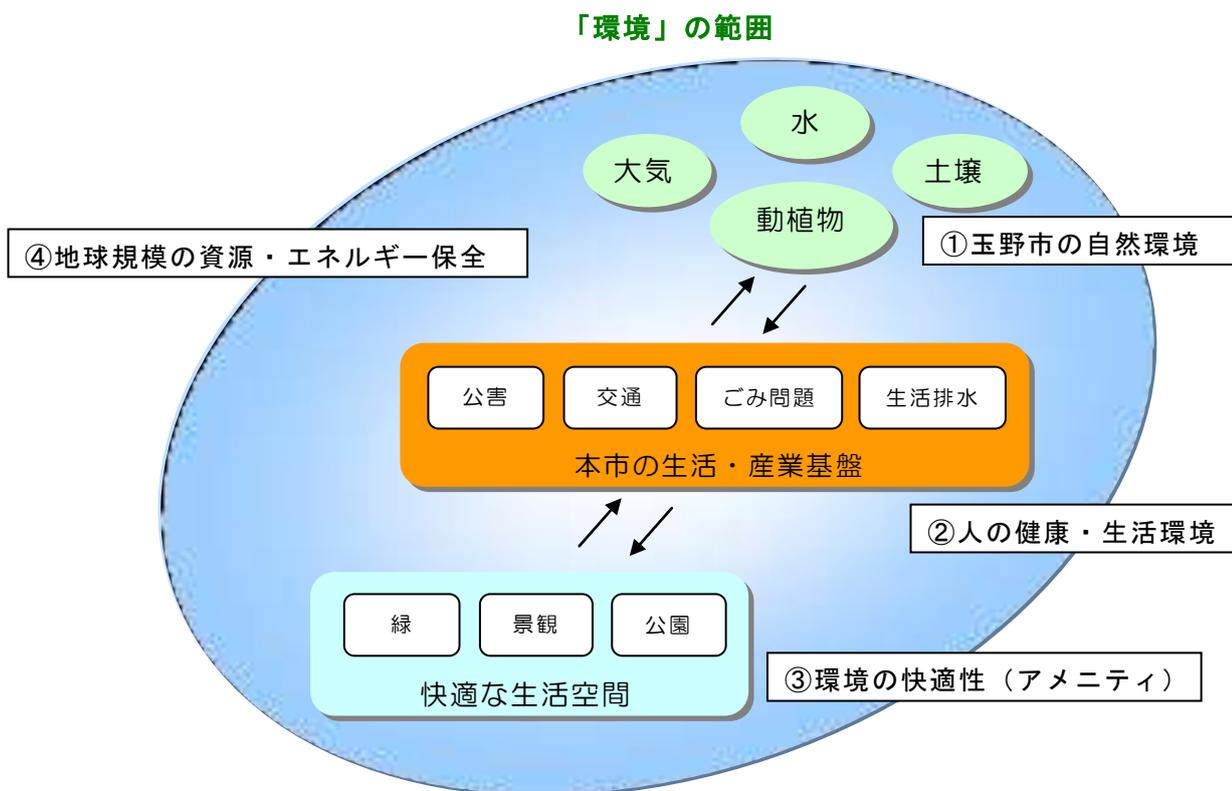
玉野市環境基本計画の位置づけ



4. 「環境」の範囲

- ①大気，水，土壌，動植物などの自然環境
- ②典型7公害^{*}，交通公害，ごみ問題などの人間の健康，生活に関する環境
- ③緑，景観，公園などの身近な空間における環境の快適性（アメニティ^{*4}）
- ④地球温暖化やエネルギーなどの地球環境

※典型7 公害：環境基本法で定義されている，①大気の汚染，②水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。），③土壌の汚染，④騒音，⑤振動，⑥地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。），⑦悪臭の7つの公害。



5. 対象地域

本計画の対象地域は，本市の行政区域全体とします。

ただし，交流事業や廃棄物処理・リサイクルなど，国や近隣自治体などの関係機関との連携を図る必要がある事項については，必要に応じて対象の範囲とします。

6. 計画の期間

本計画は，今後 10 年間程度を計画期間としますが，社会情勢の変化や新たな環境問題などにより，見直しが必要な場合には適切に対応していくこととします。

第2章 玉野市の目指す環境像



王子が岳より

1. 目指す環境像

本市の目指す環境像として、次のとおり掲げます。

これは、市民・事業者・行政に共通する長期的な目標として、本市のあるべき姿を示すものです。

安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの

本市では、これまで、大気汚染防止法をはじめ、各種環境法令の制定や整備、法令等による汚染物質の排出抑制及び発生源対策の実施などさまざまな対策が講じられていることにより、工場や事業所における活動に伴い発生する汚染や被害（公害）は大幅に改善されてきました。

近年は、市民一人ひとりの生活も環境問題の原因となっていることから、平成 18 年度に本計画の見直しを図り、工場や事業所の監視・指導を行うとともに、一人ひとりが環境に配慮した行動・活動の実践を推進するための環境情報の提供や知識の普及啓発に努めてきました。

このような中、今後10年程度を見据えて本市が計画的かつ総合的に計画を推進していくためには、将来の環境像のイメージを示し、各主体が自主的かつ協働してよりよい環境のまちづくりを目指すことが必要です。

そこで、本計画においては「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」を本市の目指す環境像として、各種施策を推進します。



安全

公害発生防止のための技術導入や測定監視、公共下水道等の生活環境施設の整備が一層進み、大気や河川・湖沼等の水質が改善され、安全な生活環境が確保されています。

家庭や事業所においては、省エネルギー機器の導入や節電、公共交通機関の利用等の省エネルギー行動が定着し、技術革新等が進むことにより太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用が飛躍的に普及するなど、地球にやさしい低炭素社会^{※33}が構築されています。こうした結果、台風被害など自然災害が減少し、安全な暮らしが確保されています。



循環

経済性や効率・利便性を最優先した大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、市民・事業者等による4R^{※44}（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の取組が社会に定着して、資源循環型社会^{※26}が形成されています。

こうした結果、ごみの排出量が大幅に減少する一方で、リサイクル率が大幅に向上し、廃棄物処理による環境への負荷が大きく低減されるとともに、廃棄物の不法投棄^{※39}や不適正処理などがなくなっています。



共生

市民一人ひとりが自然保護の重要性を認識し、市内の優れた自然環境が保全され、地域の特性に応じたよりきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。

また、森林が持つ多面的機能が市民の豊かな暮らしを提供し、将来にわたる市民共有の財産として、森林の適正な整備や保全が図られています。

さらに、多くの市民が自然との日常的なふれあいを通じて、安らぎを実感しています。

2. 基本目標

本市の目指す環境像を実現するために、次の5つの基本目標を掲げ、総合的かつ体系的に各種施策・取り組みを推進していきます。

(1) 安全で快適な生活環境の保全

きれいな空気は、私たちが健康に生きていくための基本条件の一つです。大気を守るための取り組みは、本市の公害対策の原点でもあります。また、水環境の保全については児島湖の水質改善が引き続き課題であり、市民の関心も高いことから、大気の保全とあわせて、本市の環境改善のシンボリックな項目としてとらえ、同時に、県や岡山市、倉敷市、早島町など流域市町との広域的な連携が求められています。

そこで、大気や水質を保全し、安全で快適な生活環境の維持・創出を目指します。



(2) 地球にやさしい低炭素社会の構築

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであり、私たちは資源やエネルギーを上手に使いながら、社会経済活動や生活様式を見直すことが求められています。

そこで、地球市民として、市・事業者・行政が協働して地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス^{※7}の排出を大幅に削減し、地球環境にやさしい低炭素社会の構築を目指します。



(3) 資源がまわる循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、私たちは様々な豊かさを手に入れることができた一方で、大量の廃棄物を発生させており、廃棄物の発生抑制をはじめとする4R（発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用）の推進が求められています。

そこで、市民一人ひとりが自然の物質循環を考慮したごみ減量化・リサイクル対策に取り組み、資源が循環する循環型社会の構築を目指します。



(4) 自然と人が共生する自然共生社会の構築

本市では渋川海岸、王子が岳、出崎海岸、十禅寺山、金甲山、貝殻山が国立公園に指定されており、貴重な自然が豊富に存在しています。この貴重な自然を、将来の世代に受け継ぐことは、私たちの責務です。

また、人は自然の中で生かされているという認識を持ち、私たちの日常生活が自然に配慮したものになることにより、健全な生態系と生物多様性^{※29}が確保されます。

そこで、自然と人との“つながり”を大切にし、自然と人が「共生」する自然共生社会の構築を目指します。



(5) 次世代につながる市民の力の育成

地球温暖化問題やごみ問題など、現在の環境問題は人の生活様式、社会システムそのものに根ざしており、これを解決していくには、市民一人ひとりの意識と行動が変わっていく必要があります。

そこで、本市の多様な市民の取り組みをつなげ、大きな輪にしていきます。また、環境教育をはじめとする普及・啓発などを通し、取り組みが持続的に次世代につながっていくことを目指します。

